

関西電力MOX燃料問題に関する公開討論会

市民の訴え

2000年8月3日
グリーン・アクション
スティーブン・レディ

BNFLの問題ではなく、関西電力の問題

BNFL製MOX燃料問題は決してBNFL社だけの問題ではありません。このスキャンダルはデータの不正を行ったBNFL社よりも、いい加減な調査を行い、不正を積極的に隠そうとした関西電力の問題であるという風に私たちは考えています。まず、本日の公開討論会では、昨春秋、高浜3号機用燃料のデータ不正が発覚して以降の関西電力の行動を通して、この問題の本質である、関電スキャンダル、すなわち、関西電力の責任を明らかにしたいと思えます。

第1に、MOX燃料データ不正問題について

1. 関電は一般市民を危険にさらそうとしたことを謝罪すべきです

関西電力は一体だれに、何を謝罪しているのでしょうか。

関電は、6月14日にまとめた報告書、並びに、このパンフレットの表紙では、「当社を信頼して高浜4号機へのMOX燃料の装荷にご理解とご協力をいただいた皆様に多くのご迷惑をおかけし、社会の信頼を大きく失うこととなりました。深く反省するとともにお詫び申し上げます」と書かれています。すなわち、関電が謝っているのは、一般市民ではなく、プルサーマル推進に「理解を示し、協力した」特定の人たちに対してだけです。

一般市民を危険にさらそうとしたことに対する謝罪はまったくありません。原発事故の大きさから言えば、関西電力は、当然、福井県民をはじめ、関西の市民に対して、謝罪すべきです。

2. 関電は、一貫して、積極的に、データ不正を隠してきました。

まず、高浜3号機用燃料のデータねつ造が明らかになったのは、昨年9月14日のことでした。その日の記者会見で、関電は27日に予定されていた4号機用燃料到着に間に合うよう調査結果をまとめたいと発表しました。そして関電は、かなりの時間を要するはずのデータの統計的分析を行うことなく、わずか10日間で、4号機用燃料には不正がないとする「中間報告」を発表しました。はじめから、不正なしの結論だけがあったのです。

次に、関西電力の中間報告書が出されてから福井県議会はペレットの外径データの公開を要求しました。関電とBNFLは協議したうえで、誰もデータ分析などしないとかかをくくり、データを公開しました。ところが、市民団体はこのデータを手出し、全数検査データと抜き取り検査データの比較分析に乗り出しました。そして、10月20日に流用以外の不正の手口の可能性がある」と指摘した要望書を関西電力に提出しました。

また同じ10月20日にイギリスの規制当局（NII）からこの要望書とまったく同じ趣旨の疑惑がBNFLを通じて関電に知らされました。

しかし、関電はまた、BNFLの言うことだけを信頼し、このP783というロットの不正疑義を無視し、通産省に報告しませんでした。そして11月1日に、またもや不正がないとする最終報告書を提出しました。

12月9日、今度は、通産省から、NIIがP783について統計的疑義をもっているので確認するよう指示をうけ

ました。これに対して、関電はBNFLの評価確認と、「全数測定データとの比較調査を実施し」た結果、12月11日、またまた不正なしと判断しました。しかし、このP783の全数分布と採取の分布グラフを見れば、明らかにデータねつ造が読みとれます。一体、このグラフをどう解釈すれば、データねつ造がなかったなどと言えるのでしょうか。〈グラフ参照〉

3. 裁判の判決の前日になって、関電はやっとデータ不正を認めました。

データ分析の結果は不正の存在を十分に証明するものだったので、市民団体は燃料の差し止め仮処分を大阪地方裁判所に提起しました。関西電力は裁判において、不正に関する弁明すら放棄し、品質管理データがなくても燃料は安全だと主張し始めました。「品質管理データなんてどうでもいい」という実に恐ろしい暴論が関西電力によって法廷で堂々と展開されました。

12月の中旬になり、4号機用燃料の不正を指摘する非公開の資料が次々と公開され、原告の証拠として裁判所に提出されました。関西電力はもうこれ以上不正を隠すことが出来なくなり、裁判の判決が出る前日の12月16日に、ついにデータ不正を認め、この燃料を使用しないと発表したのです。

4. データねつ造を積極的に隠してきた人達が作った「再発防止策」など信用できません。

4号機用燃料のねつ造確定を受けて関西電力は今年の1月に「BNFL製MOX燃料問題調査検討委員会」を設置しました。しかし、なんということか、この委員会には前田取締役副社長、山崎専務取締役、横手支配人、桑原原子燃料部長など、昨年、データに不正なしと繰り返し主張してきた人たちが委員になっています。ウソの報告書を取りまとめ、データねつ造を積極的に隠してきた人たちが、検討委員会に入り、「再発防止策」をまとめて、社会の誰が信用するでしょうか。

結局関電は、市民の安全など眼中になかったのです。何がなんでもプルサーマルを強行することだけでした。これら、一連のデータ不正問題に関して、関電自身の責任を認め、この場で、私達市民に対して謝罪することを求めます。

第2に、不正問題から明らかになった、MOX燃料の製造・検査の困難性について述べます。

MOX燃料はウラン燃料と比べても、製造・検査が極めて困難です。このことは、国のBNFL検討委員会の報告書でも認めていることです。燃料の富化度・密度・プルトニウムスポットをはじめ、乾式研削による研削の困難等々、MOX燃料はウラン燃料とは、比べものにならないほど製造しにくいものです。この製造・検査の困難さが、データ不正の基礎にあります。それは、BNFLの技術的問題に限定されたものではなく、コジェマ社製でも、ベルゴニュークリア社製においても言える、普遍的な問題です。これほど製造・検査の困難なMOX燃料は、これ以上作るべきではありません。

第3に、BNFLとはきっぱり手を切ることを要求します。

関西電力は、最終報告書において、BNFLのMOX燃料の製造にかかわる技術的な問題点を列挙しています。そうであるならば、BNFLとは、きっぱり手を切るべきです。しかし、関電は、今回不正が行われたMDF工場でのMOX燃料加工を行わないとしているに過ぎません。BNFLが操業許可を待っているSMPという新しいMOX工場とも契約を結ばないことを表明すべきです。

高浜4号のデータ不正が明らかになって以降、BNFLスキャンダルは続々と明らかになりました。ヨーロッパ各国は、BNFLとの取引を中止し、今後の取引を見直しています。イギリスのBE社ですら、再処理をやるため、BNFLと交渉を開始しています。

さらに、関電は再処理契約も破棄して、直ちに再処理を中止すべきです。6月のオスバー会議では、再処理による海洋汚染をくい止めるため、早期に再処理をやめるよう決議されました。日本の燃料の再処理が、ヨーロッパの海を汚染し、イギリス・フランスの子ども達を死に追いやるといふ恥ずべきことは、もう終わりにしなければなりません。

第4に、コジエマ社製燃料は破棄することを要求します。

関西電力は、一日も早く、プルサーマル計画を実施したいと望んでいます。その証拠として関電はすでに、フランスのコジエマ社で16体のMOX燃料を昨年11月から製造させています。ほとぼりがさめるのを待って、この燃料を日本に運び、高浜3・4号機に装荷しようと目論んでいます。

しかし、私達市民から見れば、このフランス製MOX燃料も当然廃棄すべきと考えます。なぜならば、関電にはBNFL問題での本質的な反省がないため、不正を許した体質が改善されたとは到底思えないからです。また関電は「再発防止策」を出していますが本当にそれが有効なものにしようとするならば、それより前に製造した燃料は破棄すべきではないでしょうか。

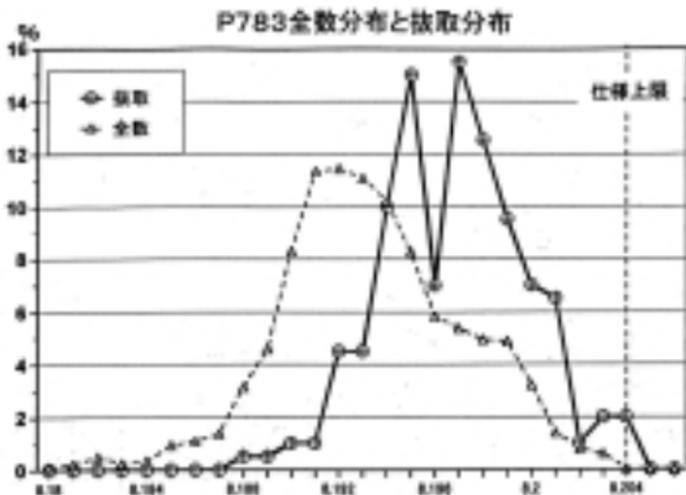
最後に、プルサーマル計画そのものをやめるよう強く要求します。

私達は、今も、昨年の恐怖を覚えています。あのJCO事故の翌日、10月1日にMOX燃料が高浜に到着しました。このままプルサーマルが強行されれば、次は高浜が第二の東海村になってしまう。多くの人々がそう実感しました。

私達は、福井・関西の多くの人々の命と健康、自然を守るために、裁判にまで訴えました。そして、その裁判の判決が出る前日の12月16日になって、やっと中止を勝ち取ったのです。

もう、これ以上、私達の命をもてあそぶのはやめてください。

本日の討論会で、関電自らの責任を認め、プルサーマル計画を破棄することを強く要求します。



MOX燃料参考年表 (抜粋)[1999年]

- 7月19日 高浜4号機用MOX燃料を積んだ輸送船がイギリスを出航
- 9月10日 MOX燃料を積んだ輸送船が9月27日、高浜に到着予定と報道される
- 9月14日 BNFLで製造中の高浜3号機用MOX燃料の品質管理データにデータねつ造があると報道される
- 9月14日 関電は燃料の到着予定日とされていた27日までに調査を急ぎたいと発表する
- 9月24日 関電は4号機用燃料に「データ不正がない」とする中間報告書をまとめる
- 10月上旬 全数検査データと品質管理データが福井県庁において公開される
- 10月20日 市民団体がデータの分析を行った結果、高浜4号機用燃料でも、「データにも重大な不正疑惑がある」ので「燃料の装荷を中止すべき」であるとする要望書を関電に提出
- 10月20日 BNFLはイギリスの規制当局であるNII*からP783というロットに不正疑惑があると関電に伝える
- 11月1日 関電は4号機用燃料に不正がないとする最終報告書を提出する
- 11月19日 福井・関西の市民212人が原告となり、大阪地方裁判所にMOX燃料使用差し止め処分を提訴
- 12月9日 通産省は関電に「NIIがP783について統計的疑義をもっているので確認するよう指示する
- 12月11日 関電はP783に関するデータを評価した結果、不正ないと判断し、通産省に報告する
- 12月15日 NIIが11月8日に駐英日本大使館に出した書簡が公開される。この書簡によると疑義のある燃料は日本にあることがわかる
- 12月16日 関電は4号機用燃料のデータ不正を認めて、使用しないと発表する
- 12月17日 MOX燃料使用差し止め処分の判決の予定日

*NIIとはイギリス核施設検査局